

日卸連発第 53 号

令和 3 年 7 月 2 日

会員代表者（理事長・会長）殿
会員構成員代表者 殿

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会
会 長 鈴 木 賢
(公 印 省 略)

コンプライアンスの徹底について

日頃より、当連合会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去る 6 月 30 日、当連合会の複数の会員構成員に対して、独立行政法人地域医療機能推進機構を発注者とする医療用医薬品の入札に関して、独占禁止法違反による有罪判決が言い渡されました。このような事態を招いたことは、医薬品卸売業界全体の信頼を揺るがす重大な問題として重く厳粛に受け止めております。

昨日（7 月 1 日）、当連合会会長に対して、厚生労働省医政局長名により「医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について」（別添）の通知が発出されました。今般の事案により、医薬品卸売業界全体に対する社会的な信用が毀損され、薬価制度の信頼性に対する国民の疑念を招く事態となったことを重く受け止め、会員及び会員構成員に対し、コンプライアンスの更なる徹底を求めるなど、全力を挙げて対処するよう要請されたところであります。

当連合会としては、これまで、別紙のとおり、コンプライアンスに関するルールを定め、それに基づいた取組みを実施するとともに、本年 5 月の通常総会において「コンプライアンス宣言」を決議し、当連合会並びに会員及び会員構成員が、一丸となって社会的責任と使命を意識し、誠実かつ確固たる倫理観に基づき、コンプライアンスをより一層強化することなどを宣言しております。

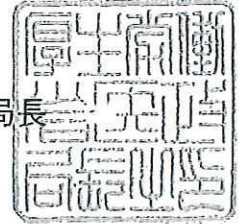
つきましては、今回の事態を機に、今一度、各会員及び各会員構成員のそれぞれが、これまで連合会として定めたコンプライアンスに関するルールを適切に遵守していただいているか、再点検していただきますようお願いいたします。今後、全ての役員並びに従業員が、独占禁止法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、疑わしい行動は一切行わないなど、二度とこのような事態を引き起こすことがないように、コンプライアンスを徹底していただきますようお願いいたします。

医政発0701第21号

令和3年7月1日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会会長 殿

厚生労働省医政局長



医薬品卸売業界における法令遵守の徹底について

独立行政法人地域医療機能推進機構が実施した医薬品調達的一般競争入札に絡み、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行ったとして複数の医薬品卸売販売業者が起訴され、令和3年6月30日に有罪判決があったところであり、公判の中で当該企業各社も起訴事実を認めている。

公的医療保険制度下で医療用医薬品の流通を担う医薬品卸売販売業者においては、公正な競争・取引を通じて透明かつ適切な市場実勢価格が形成されるよう努める必要があり、独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底は、その社会的使命を果たしていく上で最も重要な責務である。

加えて、今般の事案は、医薬品卸売業界の中で模範となるべき企業が法令に違反する行為を行ったものであり、このことにより業界全体に対する社会的な信用が毀損し、薬価制度の信頼性に対する国民の疑念を招く事態となったことを重く受け止め、貴団体においては会員企業に対しコンプライアンスの更なる徹底を求めるなど、全力を挙げて対処されることを要請する。